

令和3年度決算に係る
財政的援助団体等監査結果報告書

令和5年1月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 1 1 5 号
令和5年1月25日

鳥 取 県 議 会 議 長 内 田 博 長 様
鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治 様
鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義 様

鳥取県監査委員 桐 林 正 彦

鳥取県監査委員 山 根 朋 洋

鳥取県監査委員 奈良井 恵

鳥取県監査委員 福 田 俊 史

財 政 的 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して令和3年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第 1 監査結果報告 | |
| 1 監査の概要 | 1 |
| (1) 監査の種類 | 1 |
| (2) 監査の範囲及び目的 | 1 |
| (3) 監査の実施方法 | 1 |
| (4) 監査実施団体の数 | 1 |
| (5) 監査実施期間 | 1 |
| (6) 監査の執行者 | 2 |
| 2 監査の実施状況 | 2 |
| (1) 概 要 | 2 |
| (2) 実施団体別の状況 | 3 |
| ア 地域づくり推進部所管団体 | 3 |
| イ 生活環境部所管団体 | 4 |
| ウ 商工労働部所管団体 | 4 |
| エ 警察本部所管団体 | 5 |
| 第 2 監査意見 | |
| 1 施設利用料の減免制度について | 6 |
| 地域づくり推進部、生活環境部（スポーツ振興局スポーツ課、緑豊かな自然課） | |
| 2 取組事例の県民への情報公開について | 7 |
| 商工労働部（産業未来創造課） | |
| | |
| （参考 1）令和 3 年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧 | 8 |
| （参考 2）令和 3 年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要 | 9 |
| （参考 3）監査処置基準等について | 10 |

第 1 監査結果報告

1 監査の概要

鳥取県監査基準（令和 2 年鳥取県監査委員告示第 1 号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び鳥取県監査実施要綱（令和 2 年 2 月 18 日監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助団体等監査

(2) 監査の範囲及び目的

監査基準第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを確認することを目的として実施した。

(3) 監査の実施方法

財政的援助団体等監査は、実施要綱第 5 章に基づき事務監査を行い、その後、本監査を行った。

ア 事務監査

監査資料を基にして実地監査を行った。ただし、書面監査により実施することとしている監査対象団体の監査は、監査資料を基に書面監査を行った。

イ 本監査

監査資料を基にして実地監査を行った。ただし、書面監査により実施することとしている監査対象団体の本監査は、監査資料を基に書面監査を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として非接触型勤務の徹底が求められたことから、監査の実施団体数を当初計画していた 18 団体から 7 団体（うち 3 団体を書面監査）に変更した。

(4) 監査実施団体の数

| 区 分 | 監査対象 団体の数 | 監査実施 団体の数 | 左の内訳 | |
|-----------|--------------|----------------|---------|---------|
| | | | 実地監査 | 書面監査 |
| 出 資 団 体 | 31 [31] | 7 [6] (13) | 4 [6] | 3 [0] |
| 指 定 管 理 者 | 13 [13] | 0 [0] (5) | 0 [0] | 0 [0] |
| 補助金等交付団体 | 258 [232] | 0 [3] (0) | 0 [0] | 0 [3] |
| 合 計 | 302 [276] | 7 [9] (18) | 4 [6] | 3 [3] |

注：1 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

2 表中の[]は前年度、()は当初計画

(5) 監査実施期間

事務監査：令和 4 年 6 月 10 日及び同年 8 月 9 日から同年 10 月 17 日まで

本 監 査：令和 4 年 7 月 13 日及び同年 8 月 17 日から同年 11 月 11 日まで

(6) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

| | |
|------|-------|
| 監査委員 | 桐林 正彦 |
| 同 | 山根 朋洋 |
| 同 | 奈良井 恵 |
| 同 | 福田 俊史 |

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員山根朋洋は、公益財団法人鳥取県産業振興機構及び鳥取県信用保証協会について監査を行っていない。

2 監査の実施状況

(1) 概要

監査の処置区分には勧告、指摘及び注意がある。不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等のうち、監査委員が特に必要と認めたものは**勧告事項**とし、それ以外のものを**指摘事項**とした。また、不適正の度合いが比較的軽易なものは**注意事項**とした。

今回、監査を行った結果、一部の事務処理について不適正な事項が認められたが、勧告事項に該当するものは認められなかった。

指摘事項については、該当する事項があったので、その内容を公表するとともに、別途文書により関係する部局長及び該当する団体の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知した。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施団体別の状況に記載している。

また、次に掲げるとおり注意事項に該当する事項もあったので、関係する部局長及び該当する団体の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

ア 支出事務

支出根拠のない支出

イ 契約事務

契約期間の誤り

(2) 実施団体別の状況

ア 地域づくり推進部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 監査実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|---|------------------------|-----------|-------------------------------|
| 公益財団法人とっとり県民活動活性化センター | 令和4年10月31日 | 出資金額 | 3,000,000円 |
| | | 出資比率 | 66.6% |
| | | 補助金等 | 2,789,995円 |
| 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 〔指定管理施設〕 ・鳥取産業体育館・鳥取屋内プール ・倉吉体育文化会館 ・米子産業体育館 ・武道館 ・布勢総合運動公園 | 令和4年10月31日 11月2日、9日 | 出資金額 | 569,087,945円 |
| | | 出資比率 | 99.0% |
| | | 指定管理 | 506,246,200円 (66,195,000円) |
| | | | (52,472,800円) |
| | | | (33,080,000円) |
| | | | (66,518,400円) |
| | | | (287,980,000円) |
| | | 補助金等 | 133,270,653円 |

備考（イからエまで同内容のため、以後の記載は省略する。）

- 1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。
なお、指摘事項のある団体については、所管する部局ごとに記載している。
- 2 指定管理施設名に（指名）と記載しているのは、指名指定である。
- 3 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに（書面監査）と記載している団体は書面監査を行った団体である。
- 4 財政的援助等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。
- 5 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が令和3年度に支出した補助金等（貸付金を除く。）及び県からの貸付金の令和3年度末の残高の合計額である。
- 6 財政的援助等の概要の欄の指定管理の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて令和3年度に支出した指定管理料である。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 公益財団法人鳥取県スポーツ協会運営費補助金について、交付要綱の補助対象経費に誤りがあった。
(公益財団法人鳥取県スポーツ協会：所管課 地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課)
- 物品の管理について、物品亡失報告書を提出していなかった。
- 物品の管理について、物品損傷報告書を提出していなかった。
- リース物品について、貸付契約を締結していなかった。
(公益財団法人鳥取県スポーツ協会 布勢総合運動公園：所管課 生活環境部緑豊かな自然課)

イ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 監査実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|--|---------------------|-----------|--------------|
| 公益財団法人中海水鳥国際 交流基金財団 | 令和4年9月22日 (書面監査) | 出資金額 | 150,000,000円 |
| | | 出資比率 | 49.8% |
| 公益財団法人鳥取県天神川 流域下水道公社 〔指定管理施設〕 ・天神川流域下水道 (指名) | 令和4年7月13日 | 出資金額 | 1,500,000円 |
| | | 出資比率 | 50.0% |
| | | 指定管理 | 454,572,993円 |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び注意すべき事項はなかった。

ウ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 監査実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|---|---------------------|-----------|----------------|
| 公益財団法人鳥取県産業振 興機構 〔指定管理施設〕 ・とっとりバイオフロンテ ィア(指名) | 令和4年11月8日 、11日 | 出資金額 | 7,042,912,000円 |
| | | 出資比率 | 86.1% |
| | | 指定管理 | 64,829,541円 |
| | | 補助金等 | 7,323,803,593円 |
| 鳥取県信用保証協会 | 令和4年10月5日 (書面監査) | 出資金額 | 3,869,956,000円 |
| | | 出資比率 | 32.1% |
| | | 補助金等 | 775,983,915円 |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 他団体への補助金10件及び工事・施設修繕2件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。また、他団体への補助金のうち2件については、交付決定に当たっての支出負担行為が行われていなかった。
- 工事の発注13件について、発注伺を作成していなかった。
- 工事の発注13件について、予定価格調書を作成していなかった。そのうち5件については、予定価格を決定していなかった。
- 工事契約について、予定価格の積算を行っていなかった。
(公益財団法人鳥取県産業振興機構：所管課 商工労働部産業未来創造課)
- 委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあった。
- 委託契約について、契約書を作成していないものがあった。
(公益財団法人鳥取県産業振興機構 とっとりバイオフロンティア：所管課 商工労働部産業未来創造課)

エ 警察本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

| 監査実施団体 | 実施日 | 財政的援助等の概要 | |
|-------------------|---------------------|-----------|--------------|
| 公益財団法人鳥取県暴力追放センター | 令和4年8月17日 (書面監査) | 出資金額 | 260,281,000円 |
| | | 出資比率 | 57.9% |

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び注意すべき事項はなかった。

第2 監査意見

監査の結果、重要と認められる次の2項目について、監査委員の意見として提出する。

1 施設利用料の減免制度について

地域づくり推進部（所管課：スポーツ振興局スポーツ課）

生活環境部（所管課：緑豊かな自然課）

- ・ **監査対象：公益財団法人鳥取県スポーツ協会（出資、指定管理者、補助金等）**
（指定管理施設：鳥取産業体育館、鳥取屋内プール、倉吉体育文化会館、米子産業体育館、武道館及び布勢総合運動公園）

公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）は、鳥取産業体育館、鳥取屋内プール、倉吉体育文化会館、米子産業体育館、武道館及び布勢総合運動公園の各施設（以下「指定管理施設」という。）を指定管理者として管理している。

指定管理施設の利用料の減免制度については、県の指定管理者制度担当課が平成17年9月に作成し指定管理施設の所管課に提示した指定管理制度Q&Aで、「現行の減免基準は、県が施策として必要なものを定めています。また、県民へのサービス水準の維持の観点からも、現行の減免項目及び減免率を下回らない利用料金の減免を指定管理者へ実施させる必要があります。」とされている。これに基づき指定管理者の募集に当たって、所管課はQ&Aを定めた当時の減免制度とする募集要項を作成し、指定管理者は県からの承認を得て募集要項どおりの規程を定めて減免している。

スポーツ協会が定める指定管理施設の減免規程は、社会参加を目的とする専用利用（貸切りによる利用）の場合、70歳以上の者が利用者のうち2分の1以上の場合は10分の10の減免、利用者のうち2分の1未満の場合は2分の1の減免となっている。このため、専用利用では、70歳以上の利用者が1名でもいれば2分の1の減免となり、70歳以上の利用者がいない専用利用との均衡を失していると考えられる。

ついては、この減免制度について、公平性の観点からその妥当性を検討されたい。

また、倉吉体育文化会館では、県が体育及び文化に関する活動を推進するために施設を利用する場合、利用料は全額免除と規定されている。一般の利用者が倉吉体育文化会館を利用する場合、予約に当たって利用料を前納し、自己都合で利用を止めた時は、納付済の利用料は返還されない。しかし、県が自己都合で利用しなかった場合、利用料が無料のため前納がなく県に金銭的な負担は発生せず、また、これに伴う金銭的補填もなされていない。このように金銭的な負担が発生しないことから、利用直前の取消し、場合によっては連絡なしに利用しないなど、安易な予約とも受け取られるケースもあり、広く県民をはじめとする他の利用希望者の利用の妨げになっていることも考えられる。なお、類似の文化施設である県民文化会館では、学校等が利用する場合の減免規定はあるが、県が利用する場合の減免規定はない。

ついては、県民をはじめとする利用者の機会確保の観点から、また、本施設は公募による指定管理施設であることから、より多くの受託希望者による競争性を確保するため、収入の不安定要素を少なくし、より安定的に運営できるよう配慮が必要と考えられることから、県が利用する場合の減免制度の見直しを検討されたい。

2 取組事例の県民への情報公開について

商工労働部（所管課：産業未来創造課）

- ・ **監査対象：公益財団法人鳥取県産業振興機構（出資、指定管理者、補助金等）**
（指定管理施設：とっとりバイオフロンティア）

公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）は、県内中小企業等の経営基盤の強化、技術及び経営の革新、人材の育成及び産学金官の連携促進等を支援することにより、県内における新たな産業の創出を促進するとともに、地域経済の活性化を図り、もって鳥取県の産業の発展に寄与することを目的として活動している。

機構の事業には、受注促進・販路開拓、人材育成、新分野進出、起業・創業、専門家派遣、知的財産、事業再生・事業承継等の支援があり、県内中小企業を多様なメニューにより支援しているところである。

機構では、賛助会員等には、メーリングリストを活用して、セミナー、研修商談会の開催案内等の情報提供を定期的に行っている。また、令和4年7月には、容易に機構の事業内容等が検索できるようホームページをリニューアルするなど情報発信に取り組んでいる。しかしながら、具体的な取組内容の実績、成果については限定的な公開にとどまっているように見受けられる。

については、県として機構と協力しながら関係企業の機微情報等には配慮した上で、具体的な事業の取組の成果、実績を積極的に県、機構それぞれのホームページで行うなど様々な方法により情報公開し、広く周知を行われたい。

参 考

(参考1)

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

| 番号 | 監査実施団体名 | 財政支援の種別 | | | 実施日 | 所管部局等 |
|----|----------------------|---------|----|----|-------------------------|--------------------------|
| | | 出資 | 指定 | 補助 | | |
| 1 | (公財) とっとり県民活動活性化センター | ○ | | ○ | R4. 10. 31 | 地域づくり推進部県民参画協働課 |
| 2 | (公財) 鳥取県スポーツ協会 | ○ | ○ | ○ | R4. 10. 31, 11. 2, 9 | 地域づくり推進部 スポーツ振興局スポーツ課 |
| 3 | (公財) 中海水鳥国際交流基金財団 | ○ | | | R4. 9. 22 (書面) | 生活環境部 くらしの安心局水環境保全課 |
| 4 | (公財) 鳥取県天神川流域下水道公社 | ○ | ○ | | R4. 7. 13 | 生活環境部 くらしの安心局水環境保全課 |
| 5 | (公財) 鳥取県産業振興機構 | ○ | ○ | ○ | R4. 11. 8, 11 | 商工労働部産業未来創造課 |
| 6 | 鳥取県信用保証協会 | ○ | | ○ | R4. 10. 5 (書面) | 商工労働部企業支援課 |
| 7 | (公財) 鳥取県暴力追放センター | ○ | | | R4. 8. 17 (書面) | 警察本部刑事部捜査第二課 |

※1 監査実施団体名の(公財)は公益財団法人を表している。

2 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面監査)と記載している団体は書面監査を行った団体である。

(参考2)

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要

1 処置の件数

(単位:件、(団体))

| 区 分 | 監査実施 団体数 | 勸 告 | 指 摘 | 注 意 | 合 計 |
|-----------------|-------------|------|-------|--------|--------|
| 令和3年度決算に係る監査結果 | 7 | 0(0) | 10(2) | 2(2) | 12(2) |
| 令和2年度決算に係る監査結果 | 9 | 0(0) | 1(1) | 23(6) | 24(6) |
| 令和元年度決算に係る監査結果 | 30 | 0(0) | 10(6) | 71(23) | 81(24) |
| 平成30年度決算に係る監査結果 | 30 | — | 4(2) | 92(23) | 96(23) |
| 平成29年度決算に係る監査結果 | 40 | — | 10(6) | 84(27) | 94(29) |

注:1 合計欄は実件数又は実団体数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

2 勧告は、平成29年の地方自治法の改正により令和2年4月(令和元年度決算)から適用された。

2 処置の事項別内訳

| 区 分 | 3年度決算に 係る監査結果 | | | 2年度決算に 係る監査結果 | | | 元年度決算に 係る監査結果 | | |
|-----|------------------|----|----|------------------|----|----|------------------|----|----|
| | 指摘 | 注意 | 合計 | 指摘 | 注意 | 合計 | 指摘 | 注意 | 合計 |
| 予 算 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 収 入 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 3 |
| 支 出 | 2 | 1 | 3 | 0 | 3 | 3 | 1 | 3 | 4 |
| 契 約 | 4 | 1 | 5 | 0 | 12 | 12 | 3 | 39 | 42 |
| 補助金 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 15 | 15 |
| 工 事 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財 産 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 9 | 10 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 3 | 3 | 6 |
| 合 計 | 10 | 2 | 12 | 1 | 23 | 24 | 10 | 71 | 81 |

3 指摘事項(10件)の内訳

| 区 分 | 件数 | 事 由 | 監査実施団体 |
|-----|----|-----------------------|-----------------|
| 支 出 | 2 | 支出負担行為の遅延(2) | 公益財団法人鳥取県産業振興機構 |
| 契 約 | 4 | 発注同、予定価格調書、契約書の未作成(3) | |
| | | 予定価格の未積算 | |
| 補助金 | 1 | 交付要綱の補助対象経費誤り | 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 |
| 財 産 | 3 | 物品亡失(損傷)報告書の未提出(2) | |
| | | 物品貸付契約の未締結 | |
| 合 計 | 10 | | 2団体 |

4 注意事項(2件)の内訳

| 区 分 | 件数 | 事 由 |
|-----|----|-----------|
| 支 出 | 1 | 支出根拠のない支出 |
| 契 約 | 1 | 契約期間の誤り |
| 合 計 | 2 | |

(参考3)

監査処置基準等について

1 財政的援助団体等監査における監査処置基準等について

- (1) 財政的援助団体等監査における処置（勧告・指摘・注意）は、鳥取県監査実施要綱（下記2）により行っている。
- (2) 指摘の具体的基準は、監査処置基準の運用指針（下記3）により行っている。
- (3) 処置は、主に財政的援助団体の事務が当該団体の会計規程、県補助金交付要綱、指定管理協定書に適合しているかどうかを基準としている。
なお、処置は、前年度の処置に対する改善状況等を考慮して行っているため、監査処置基準の運用指針と異なることもある。

2 鳥取県監査実施要綱（抜粋）

別表第3（第5条関係）

監査処置基準

| 処置区分 | 処置の事案 | 処置の内容 |
|------|---|---|
| 勧告 | 次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの | 1 法に基づく勧告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める |
| 指摘 | 1 法令に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの | 1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める |
| 注意 | 指摘に至らない比較的軽易なもの | 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する |

備考1 上記の処置区分による処置が適当でないと認められるときは、その他の処置をすることができる。

- 2 上記の「処置の内容」について、財政的援助団体等監査においては、部局長に対して団体に改善を促すよう通知するとともに、団体の長に対して適切に対処するよう通知することとしている。

3 監査処置基準の運用指針（要旨）

| 区分 | 項目 | 指摘の具体的基準 |
|-------|-------------------------------------|--|
| 3 支出 | ○支出負担行為の不適正 | ○支出負担行為が適期に行われていないものは全部 |
| 4 契約 | ○予定価格の不適正 ○入札手続等の不適正 ○契約書の不適正 | ○予定価格が決定されていないもので競争入札に付したものの又は1件100万以上のもの ○積算が適正でないもので著しいもの ○業者の選定の適正でないもので著しいもの ○契約書がないもので契約書を作成すべきものは全部 |
| 5 補助金 | ○補助金に係る事務の不適正 | ○その他補助金事務に関し適正でないもので著しいもの |
| 7 財産 | ○物品の取得の不適正 ○物品の管理の不適正 | ○取得の事務手続が適正でないもので著しいもの ○管理の事務手続が適正でないもので著しいもの |